

令和6年 多賀町議会12月第4回定例会再開会議録

令和6年12月19日（木） 午後2時30分開会

◎出席議員（9名）

2番	一之瀬 浩 治 君	7番	富 永 勉 君
3番	大 谷 重 温 君	8番	山 口 久 男 君
4番	近 藤 勇 君	9番	神細工 宗 宏 君
5番	木 下 茂 樹 君	10番	菅 森 照 雄 君
6番	川 岸 真 喜 君		

◎欠席議員（1名）

1番 小 島 櫻 君

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長 久 保 久 良 君	福祉保健課長 林 優 子 君
教 育 長 山 中 健 一 君	産業環境課長 野 村 博 君
会 計 管 理 者 岡 田 伊久人 君	地域整備課長 飯 尾 俊 一 君
企 画 課 長 藤 本 一 之 君	学校教育課長 伊 東 瑞 江 君
総 務 課 長 本 多 正 浩 君	教育総務課長 谷 川 嘉 崇 君
税務住民課長 小 菅 俊 二 君	生涯学習課長 竹 田 幸 司 君

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第85号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第6号）について （予算特別委員長報告）
日程第3	議案第89号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第90号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第91号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について

- 日程第 6 議案第 9 2 号 令和 6 年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 9 3 号 令和 6 年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 8 議案第 9 4 号 令和 6 年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議員派遣の件について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査について
 （総務常任委員会）
 （産業建設常任委員会）
 （議会広報常任委員会）
 （議会運営委員会）
 （議会改革特別委員会）

(開会 午後 2時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(菅森照雄君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案6件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、予算特別委員長に付託結果の報告を求め、委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和6年12月第4回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、12月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は12月3日に開会し、本日までの17日間には、本会議をはじめ、一般質問での貴重なご意見や予算特別委員会では慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、最終日ではございますが、追加議案として多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例や多賀町一般会計補正予算など、合わせて6議案を提出させていただきました。議員の皆様には、円滑かつ適切なご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。議会再開のご挨拶といたします。

(開議 午後 2時32分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

9番 神細工 宗 宏 議員 2番 一之瀬 浩 治 議員
を指名いたします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2 「議案第85号 令和6年度多賀町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

本案について、予算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を求めます。

8番、山口久男予算特別委員長。

〔予算特別委員長 山口久男君 登壇〕

○予算特別委員長（山口久男君） 予算特別委員会に付託されました「議案第85号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第6号）について」審査を行いましたので、会議規則の規定により予算特別特別委員会報告を行います。

12月6日の午前9時より委員全員と議長、執行者側より町長、教育長、会計管理者、各担当課長、参事、課長補佐および担当係長の出席を求め、審査を行いました。

各課に関する事項について、予算の説明を受け所管ごとに審査を行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告します。

令和6年度多賀町一般会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億969万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ60億4,037万4,000円とするものです。債務負担行為の補正は、多賀スマートインターチェンジ上り線の工事負担金として、令和7年度までの2年間で6億9,500万円とするものです。地方債の補正は、道路改良事業について470万円減額し2,050万円とし、消防施設等整備事業については360万円を追加し1,460万円とし、それぞれ限度額の増減を行い、借入限度額の変更をするものであります。

歳入の主なものについて申し上げます。

国庫支出金は、国庫負担金、民生費国庫負担金、障がい福祉における介護給付費に係る障害者自立支援費事業負担金1,895万円や国庫補助金、総務費国庫補助金、戸籍の振り仮名対応業務に係る戸籍情報連携システム整備事業補助金312万5,000円の受入れ、国庫交付金、民生費国庫交付金で、児童福祉における子育て支援交付金442万7,000円を追加で受け入れるほか、内示額を減額調整する等、国庫支出金として総額2,025万円を追加するものです。県支出金は、民生費県負担金、障害者自立支援事業負担金947万5,000円、県補助金、民生費県補助金、児童福祉における地域子育て支援事業補助金286万1,000円の受入れなど、総額1,337万2,000円を追加するものです。寄附金は、ふるさと納税の寄付金が増加する見込みであり、2,600万円を追加するものです。繰入金は公債費、起債の繰上償還分に充当するため、減債基金より1,676万3,000円を繰り入れるもので、繰越金は今回の補正財源として1億3,415万7,000円を充当するものです。雑入は、利用児童数の増加による学童保育、おやつ代25万6,000円を追加し、85款町債は110万円の減額とするものであります。

次に、歳出についてです。

総務費は、ふるさと納税の寄付が増額となる見込みとなり、委託料等で1,300万円、財産管理費では、老朽化している勤労者体育センターの解体設計費977万3,000円、また、来年度町制70周年を迎えるに当たっての準備経費67万8,000円、戸籍住民基本台帳費では、戸籍の振り仮名対応業務に係る経費342万5,000円とするもので、総務費総額で2,687万6,000円の追加です。

民生費は、社会福祉費で介護生活支援費での介護保険特別会計への繰出金545万円、障害者自立支援費で、障がい福祉における介護給付費の増額分3,790万円、児童福祉費では、児童福祉総務費、障害児通所給付費について300万円の追加、子育て支援対策費では、放課後児童クラブの利用児童増加による指導員、おやつ経費の追加168万1,000円など、民生費総額4,998万3,000円の追加です。

衛生費は、保健事業総務費では、国県支出金の追加で財源のみの振替を行い、保健事業費では、各予防接種等の委託料で、予算を増減、調整し、結果、衛生費総額108万1,000円の追加です。

土木費は、国費の内示額や工事費の精査を行い、総額2,594万3,000円の減額とするものです。

教育費は、小学校費では、物価高騰に伴う給食賄い材料費367万4,000円と、多賀小学校のスクールバス更新に伴う費用等合わせて1,423万円の追加、中学校費では、小学校費同様、物価高騰に伴う給食賄い材料費68万5,000円や給食アレルギー対応に係る消耗品費や工事費、来年度の教科書改訂に係る備品購入費などと合わせて300万2,000円の追加、社会教育費では、文化財保護費における事業費の精査を行った結果137万3,000円を減額し、教育費総額では1,585万9,000円の追加です。

公債費は、繰上償還を行い1億2,884万2,000円とするものです。

諸支出金は、ふるさと納税寄付増額の2分の1、1,300万円を多賀町まちづくり基金に積み立て、次年度の財源として確保するものです。

以上が今回提案されました主な補正予算の概要であります。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

総務課所管についてです。ふるさと納税額が補正予算としては前年度とほぼ同額だが、今後ふるさと納税額を上げるような考えはどうかとの質疑に対し、中間業者が楽天で通信サイトを使ったことが大幅な増加の原因で2億5,000万円増えたので、今年度アマゾンも12月から契約した。増やせる環境を整えていきたい。返礼品については、安定して1年間供給できる体制が必要である。滋賀県では近江牛が一番人気であり、近江牛を多賀町の返礼品として提供できないかと考えており、ベストーネで活用できるよう取り組んでいるとの答弁がありました。

犬上分署庁舎の整備事業についての質疑に対し、トイレの改修工事と救急消毒室の新設工事をされる。目的としては救急隊員等の感染症対策に係る施設整備ということです。多賀町分は367万円の負担となりますとの答弁がありました。

公債費繰上償還の理由についての質疑に対し、令和5年度から令和6年度への一般会計の繰越金が約2億7,000万円でした。この繰越金について、財政調整基金に積み増ししてもほとんど利子がつからないことから、1億2,000万円の繰上償還することにより償還利子380万円の支払いがなくなるので、財政的には380万円を削減でき

たということになります。今後の将来的な財政運営を見て起債残高を減らしていく。財政運営の判断により公債費を繰上償還したというのが理由です。減債基金からの分は昨年度、臨時財政対策債の償還分について国からの交付があり、今回繰上償還をさせていただきましたとの答弁がありました。

次に、企画課および産業環境課についてです。町制70周年事業について、功労者への感謝状贈呈者80名の基準はどうかとの質疑に対し、基準については実行委員会で案を作成し、各課に対象の方をリストアップしてもらっています。表彰基準としては、自治功労、社会福祉功労、産業経済功労、教育文化功労の分野ごとに選考をさせていただきます。10周年から60周年記念の間の受章および名誉町民特別功労者は原則的に除くとされています。ただし、特別功労として、過去に受章された方でも町長が認めた場合には再度表彰するとなっています。町制60周年のときは71人でしたので、今回は80人を想定をしていますとの答弁がありました。70周年記念の木製レプリカについての質疑に対し、多賀森林循環事業協同組合に委託をさせていただきますが、樹齢70年の杉の木については大滝山林組合から購入する予定で見積りを頂いていますとの答弁がありました。

税務住民課所管についてです。戸籍振り仮名対応業務委託料の財源内訳に関する質疑に対し、振り仮名の確認通知を出すため、住基ネットから振り仮名を取得しますが、そのときに市町村の保有している住民基本台帳には振り仮名が大文字で書かれている場合があります。これを抽出して正しい小さい文字に直すための費用は町単独の予算であり、この分は国庫補助の対象外のため、一般財源でお願いするものです。

国庫補助は、振り仮名の確認通知を出すための郵送費である通信運搬費76万5,000円と、委託料の振り仮名通知書作成業務235万9,500円で、国庫補助金は312万5,000円の受入れとなりますとの答弁がありました。

福祉保健課所管についてです。ロタウイルスワクチン、日本脳炎予防ワクチン接種について、接種率が下がっている原因は何かとの質疑に対し、ロタウイルスについては乳児期に受ける予防接種であり、出生数がかなり少なくなったことが主な原因です。日本脳炎につきましては、3歳から5歳までに3回受けて期間を空けての接種になるので、忘れる方もおられる場合もあり、福祉保健課からは接種勧奨の通知は全員の対象の方にしています。コロナの関係で接種を見合わせている方や受けられなかった方も多少はおられるおられるかもしれませんが、実態としては小さい子よりは期間を空けての接種であるため、接種率が下がっているのではないかと思いますとの答弁がありました。

障害者自立支援介護給付費の補正額3,790万円の増額について、報酬改定の時期と内容はどうかとの質疑に対し、報酬改定は介護保険や医療保険も同様で、3年ごとに報酬改定があります。その一環で令和6年の4月からの報酬改定です。内容については、各サービスについての加算の取決めが変わったということと、介護従事者の処遇改善が盛り込まれている内容となっていますとの答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項について。多賀スマートインター上り線工事負担金の質疑について、料金所の埋設ケーブルの関係から、膜シェルターのくいをべた打ちからくい打ちになっていますが、維持管理の観点からくい打ちへの変更要望があったために工事費1,200万円の増額になっている。ネクスコ側の都合であり、工事費の負担はしてもらえないのかとの質疑に対し、飛球防護は多賀町が工事費を負担する施設となります。考え方として、ネクスコの道路に占用をさせていただく形になっています。こちらが占用する側になるので、相手に合わせて施工していかざるを得ないというのが現状ですとの答弁がありました。

飛球防護柵について、防球ネットの素材は鋼管ということであるが、膜シェルターの上屋、柱の素材は何かとの質疑に対し、膜シェルターの骨組みについては鋼管になる予定です。上に覆うものとしては、多賀サービスエリアの下り線のトイレとお土産売場の間の上にある屋根の膜と同じ素材で耐久もよく、ゴルフボールが当たっても破れにくい構造のものになっていますとの答弁がありました。

膜シェルターの工法以外では供用開始できないのか。他の方法は取り入れなかったのか。また、その維持管理は全て多賀町がしていかななくてはならないのか。仮に維持管理費を多賀町が負担するとなれば、維持管理費はどの程度になるのかとの質疑に対し、今までにゴルフボールの軌跡や高さが何mまで上がるかというシミュレーションをしてネクスコとも協議してきました。その結果、三十数mの高いネットを設置すれば膜シェルターの代わりになるが、道路のすぐ横に30mのネットを立てるということになると、維持管理は困難になる。約15mの高さが限界と言われていたので、その高い部分の飛球は覆う方法しかなかった。当初はコンクリートも検討したが非常に高額になるため、検討した結果、膜シェルターが比較的安価で、ネクスコとも協議し、飛球対策には膜シェルターを採用しました。

今後の維持管理については、現在はネクスコと町との協議は平行線のままです。町としては、ネクスコ側に維持管理をしていただきたいという要望はしております。ただ、ネクスコ側は設置した多賀町が維持管理をすべきとの方針であり、まだ具体的な維持管理の費用については、試算もまだできていない状況です。現段階では、維持管理をどちらにするかを議論して、事業費が正確にどれぐらいになるかは算定できないという状況ですとの答弁がありました。

橋梁総点検業務委託料2,255万2,000円の減額補正の理由についての質疑に対し、滋賀県の担当に確認したが、国が減額した明確な理由は国から県にも伝わっておらず、理由は分からないということでした。令和6年度国庫補助は30橋分のみの措置になった。県から減額の理由は不明であるとのことでしたとの答弁がありました。

今後の対応についての質疑に対し、令和7年度要望を県に上げて国に要望していただく予定であるが、町の予算の考えも含め、県に要望はしました。国庫補助が満額つかない場合もありますので、令和7年度予算に一般財源として残りの55橋ができる分の金

額だけは予算要望しており、令和7年度には残りの55橋全ての橋梁点検をしていきたいとの答弁がありました。

橋梁点検のこれまでの経緯に関することに対し、令和5年12月に国の補正予算があり、事業費として約1,900万円の予算がつき、令和6年度の事業費3,008万円と合わせ全体でおおむね5,000万円で、149の橋梁点検をするという予算取りになっておりました。令和5年の補正予算を繰越した分プラス（令和6年度措置分）752万8,000円を加えて2,653万2,000円で94橋の点検ができております。令和5年分と6年度分合わせて149橋のうち94橋しかできておりませんので、新年度には残りの55橋をぜひともお願いしたいとの答弁がありました。

なお、令和7年度実施予定の橋梁点検55橋分のリストが予算特別委員会に提出をされましたことを報告しておきます。

次、教育委員会所管について、子育て支援交付金の内容についての質疑に対し、利用者支援事業といい、現在、子育て相談する体制が福祉保健センターにあります。担当職員である保健師の人件費に対し交付金を充てられることになり、追加申請するものとするとの答弁がありました。保健師さんが相談窓口として認められるようになったということであるが、放課後児童クラブを利用されている保護者からその保健師に相談できるような仕組みになるということかとの質疑に対し、子育て支援交付金は、放課後児童クラブ運営費の補助や利用者支援事業では子育て相談、ほかにも子育て支援センター設置に係る補助などいくつかの事業を対象に交付されているものです。子育て相談窓口は現在、福祉保健センターにあり、そちらで相談対応する保健師の人件費に対し交付金を受け入れるのと、別メニューである放課後児童クラブは受入れ児童の増加により事業費が膨らむため補助金を増額で申請するものであり、新たな仕組みになるということではありまないととの答弁がありました。

次、学校給食のアレルギー対応の人員配置についての質疑に対し、現在、小学校に7名の正規職員の調理師がいます。そのうち1名を中学校のアレルギー対応に配置し、欠員については会計年度職員を雇用する予定だととの答弁がありました。

中学校のアレルギー対応について、ふれあいの郷のいきいきホールの厨房施設を使うに当たっての主張はないのかとの質疑に対し、アレルギー対策でふれあいの郷いきいきホールの厨房は社会福祉協議会が管理しているところであり、年1回か2回食堂を利用する状況です。基本的にはその事業は平日ではないので重ならないと聞いております。もちろん、使用については社会福祉協議会、福祉保健課の2者の管理者とも十分協議した上で進めておりますとの答弁がありました。

小学校の通学バスを廃車された車は何年製だったのか。また、新たに発注した場合、いつ頃納入されるのかとの質疑に対し、まだ廃車はできておらず保管している状況であり、平成23年6月に購入したもので13年経過しています。新車の納期は、早くても発注から半年かかるというふうには聞いております。早期に仮契約をさせていただき、

その後、金額的には契約議決を要する案件になり、お認めいただいたら本契約になるか
と思います。その後、すぐに進めていく準備は一方でさせていただく予定ですとの答弁
がありました。

通学バス運行はどうしているのかとの質疑に対し、故障したバスの代替対応について
は、15人乗りのハイエースの公用車を利用しております。現在14名の児童が対象で
あり、ハイエースに乗れない児童についてはタクシーでの追加対応をしている状況です
との答弁がありました。

以上、全ての質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、「議案第85号 令和6
年度多賀町一般会計補正予算（第6号）について」全員賛成で、原案のとおり可決すべ
きものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 以上で、予算特別委員長報告を終わります。

これより、予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第85号は、予算特別委員長の
報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第85号は予算特別委員長の
報告のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第3 「議案第89号 多賀町職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第89号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例について」、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の改正は、本年8月の国の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与および期末・
勤勉手当が改正されたことにより、多賀町職員の給与について、国に準じ改正を行うも
のでございます。

主な改正点は、民間給与との格差を解消するため、特に若年層に重点を置きつつ、給与月額の上上げを行うとともに、併せて期末・勤勉手当の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず期末手当の規定であります第22条第2項中、現在の支給割合である「100分の122.5」を「100分の127.5」に100分の5引き上げ、また同条第3項中、これは定年前再任用短時間勤務職員の額を規定する条項でございますが、第2項と同様の改正を行い、「100分の68.75」については「100分の71.25」に100分の2.5引き上げるものでございます。

次に、勤勉手当の規定でございますが、第23条第2項第1号で、現在の「100分の102.5」を「100分の107.5」に100分の5引き上げ、同項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の48.75」を「100分の51.25」に100分の2.5引き上げるものでございます。

次に、条例第3条で規定する行政職の給料表につきましては、議案書1ページから5ページのとおり国に準じ改定し、大卒初任給で1級25号で2万3,800円給料月額を引き上げ、特に若年層の給料月額を引き上げる改正となっております。

付則第1項として、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとし、第22条、第23条の規定については令和6年12月1日から適用するものでございます。

第2項では、改正前の規定により支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすこととし、第3項、条例の施行に関して必要な事項を規則で定めることとしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第89号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第4 「議案第90号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第90号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

本改正につきましては、議案第89号と同様に、国の人事院勧告に伴い、特別職の期末手当の額の改定が行われたことにより条例改正を行うものでございます。

内容につきましては、第1条で期末手当の額を「100分の170」から「100分の175」に100分の5引き上げるものでございます。

付則として、この条例は公布の日から施行するものとし、令和6年12月1日から適用するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第90号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第5 「議案第91号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第91号 令和6年度多賀町一般会計補正予算（第7号）について」、ご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、本年８月の国人事院勧告および国家公務員の給与関連法の改正、議案第８９号、議案第９０号の条例改正に基づき、職員、会計年度任用職員の給料、期末・勤勉手当を算定し、予算の過不足を調製したものでございます。

第１条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，８６９万１，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ６０億６，９０６万５，０００円とするものです。

それでは、１３ページ、歳入をご説明いたします。

５０款国庫支出金、１０項国庫補助金では、個人番号カードの交付事務費として３０万１，０００円、２０項国庫交付金では、出産子育て応援交付金として４万６，０００円、それぞれ会計年度任用職員の人件費引上げ分に充当するものとして受け入れるものでございます。

５５款県支出金につきましても、出産子育て支援人件費分として２万３，０００円を受け入れるものでございます。

７５款繰越金は、今回の補正財源として２，８３２万１，０００円を充当するものです。次に歳出でございます。

１４ページから２９ページでございますが、５款議会費から４５款教育費まで、各所管に所属する職員、会計年度任用職員の人件費について、国人事院勧告に基づき算出し、過不足を調製させていただいております。

なお、１９ページ、１５款民生費、２２目子育て支援対策費、２３ページ、２５款農林水産業費、５目林業総務費、２４ページ、４５款教育費、１０目事務局費、２７ページ、１０目公民館費、２８ページ、５５目図書館費においては、今年度の人事異動により不用となった額があり、それぞれ減額補正をしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第９１号 令和６年度多賀町一般会計補正予算（第７号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第９１号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第6 「議案第92号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第92号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして」、ご説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いします。

今回お願いします補正は、本年8月の人事院勧告を受けての議案第89号の多賀町職員の給与に関する条例の改正に基づいて算出されます職員の給与改正による補正をお願いするものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ58万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億7,119万3,000円とするものでございます。

議案書の36ページをお願いします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

40款5項5目の一般会計繰入金は、事務費繰入金として58万7,000円を受け入れるものです。

議案書の37ページをお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目の一般管理費は、一般管理事業で計上しております職員の給与改正として給与32万円、職員手当等18万5,000円、共済費8万2,000円の計58万7,000円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第92号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第7 「議案第93号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第93号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

今回の補正は、本年8月の人事院勧告を受けての議案第89号の多賀町職員の給与に関する条例の改正に基づいて算出されます職員と会計年度任用職員の給与等について増額補正をお願いするものでございます。

第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,418万7,000円とするものでございます。

それでは、44ページの歳入からご説明させていただきます。

30款繰入金、その他一般会計繰入金は、今回の改正により職員および会計年度職員についての給与を調整し、増額となった210万4,000円を事務費繰入金として繰入れするものでございます。

続きまして、45ページの歳出に移らせていただきます。

5款総務費、一般管理費につきましては、事務職員についての給料17万7,000円、職員手当等20万円、共済費4万5,000円、合わせて42万2,000円の増額。

5款総務費、認定調査員費につきましては、会計年度任用職員の介護認定調査員の手当分として2万5,000円の増額。

17款地域支援事業費につきましては、地域包括支援センター運営費として、社会福祉士である会計年度任用職員の報酬7万6,000円と地域包括支援センター職員の給料68万円、次のページに移りまして、職員手当等47万9,000円、共済費16万1,000円、合わせて139万6,000円。

45目認知症総合支援事業費では、認知症地域支援推進員である会計年度任用職員の報酬18万1,000円、職員手当等8万円、合わせて26万1,000円の増額となり、地域支援事業費として、合計165万7,000円の増額補正をお願いするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第93号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第8 「議案第94号 令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第94号 令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いします。

今回お願いします補正は、本年8月の人事院勧告を受けての議案第89号の多賀町職員の給与に関する条例の改正に基づいて算出されます職員の給与改正および職員の時間外手当が不足することが見込まれますことから、補正をお願いするものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を増額し、歳入歳出それぞれ1億4,115万2,000円とするものでございます。

議案書の52ページをお願いします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

15款5項一般会計繰入金は、人件費繰入金として55万円を受け入れるものです。

議案書の53ページをお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目の一般管理費は、一般管理事業で計上しております職員の給与改正および職員の時間外手当が不足することが見込まれるため、給料23万1,000円、職員手当等26万3,000円、共済費5万6,000円の計55万円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第94号 令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第9 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第10 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会および議会運営委員会ならびに議会改革特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。これまで議決されました議案について、その字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る12月3日開会、本日までの17日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また、議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございます。

ました。

これをもって令和6年12月第4回多賀町議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時23分 閉会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 神細工 宗 宏

多賀町議会議員 一之瀬 浩 治